

# 第71回 道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時 平成29年6月13日（火）14:00～15:00

場所 赤れんが庁舎 2階 2号会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

### (1) 道民アイデアの第1次整理について

- ・ 補完通貨システムによる道債・市町村債の計画的減債の検証実験
- ・ 国際規格の道路標識の並列表示
- ・ 鹿生肉の輸出手続の簡素化
- ・ 農林漁業の移住者募集

### (2) その他

- ・ 生活保護法の一部改正に伴う道州制特区法の改正について

## 3 閉 会

### 【配付資料】

資料1 道民アイデア整理表「補完通貨システムによる道債・市町村債の計画的減債の検証実験」

資料2 道民アイデア整理表「国際規格の道路標識の並列表示」

資料3 道民アイデア整理表「鹿生肉の輸出手続の簡素化」

資料4 道民アイデア整理表「農林漁業の移住者募集」

資料5 生活保護法の一部改正に伴う道州制特区法の改正について

参考資料1 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正について

参考資料2 鹿生肉の輸出に関する関係法令

参考資料3 農林漁業に従事するための在留資格について

## 第70回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について

■開催日時：平成27年7月24日（金）10：00～11：36

■開催場所：赤れんが庁舎 2階 2号会議室

■審議結果概要

### 議事 道民アイデアの第1次整理について

- 「ホテル・旅館業における外国人技能実習期間の延長」  
の第1次整理の理由を調整
  
- 「市街化調整区域内における貨物自動車運送事業用施設建設の適法化」  
「補完通貨システムによる道債・市町村債の計画的減債の検証実験」  
「国際規格の道路標識の並列表示」  
「テレワークの促進策」  
「交通安全に関する特許を活用した地方創生」  
の5項目について、第1次整理を行った結果、いずれも一旦検討を終了

※「補完通貨システムによる道債・市町村債の計画的減債の検証実験」、  
「国際規格の道路標識の並列表示」の第1次整理の理由については、別途  
調整

## 道民アイデア整理表

アイデア名	補完通貨システムによる道債・市町村債の計画的減債の検証実験		
<p><b>【アイデアの概要】</b></p> <p>○ 2060年代には債務残高8000兆円超、日本型分断化による地方の荒廃、30年以内に巨大津波に襲われると予測されており、何もしなければ近未来に国家破綻します。これに備え我が国社会経済のあり方を根本から改める道州制導入のソーシャルデザインが必要であり、これには道や市町村が自立するため、抱える借金を道民の賛同を得て完全返済を目指す。</p> <p>○ 法定通貨を補完する補完通貨システムを導入し、補完通貨システム構想の一部を実施する（道民の資産・企業資産を原資に個人・企業が補完通貨に移し替えて使用する補完通貨制度、道及び市町村が抱える累積債務の減債制度などを導入し、補完通貨流通の管理運営を道民が自治体に委任する、補完通貨データの移動に係る手数料を課さない、減債制度に係る電子債券の引受け金利を銀行の預入金利の2倍程度とする。）。</p> <p>○ 道の再生、地方分権の道すじを明らかにすることができる。</p>			
<p><b>【事実関係の整理】</b></p> <p>○ 道民・企業資産を原資に個人・企業が補完通貨に移し替えて使用する補完通貨制度</p> <p>インターネット等を介して電子決済する補完通貨システムを導入し、道民・企業資産を原資に個人・企業が補完通貨に移し替え、補完通貨を使用して電子財布により物品の購入やサービスの提供を受け、システム内で決済を行う際に道民に協力していただいた額（例：購買代金に10%を付加）を自動的にプールし、財政規律の回復に要する費用（債権の償還）などに充てる。</p> <p>○ 道及び市町村が抱える累積債務の減債制度</p> <p>道が累積債務（地方債）を早期に償還するため新たに発行する電子債券を、道民の家計金融資産を原資に道民が購入する。電子債券の利率は1%程度で原則一年ごとに元利償還。元利償還の原資は、電子財布で道民に協力（例：購買代金に10%を付加）いただいた分で賄う。</p>			
<p><b>【一次整理の対応方向（案）】</b></p>			
	分野別審議	○	一旦検討終了
<p>&lt;理由&gt;</p> <p>○ 本アイデアは道等の債務を道民の資産等（寄付等）により解消することを提案しているもので、道等の財政上の施策として検討すべきものであり、道州制特区提案の対象として取扱う内容ではない。なお、道州における地域通貨のあり方については、道州制特区提案とは別に検討されるべきである。</p>			

## 道民アイデア整理表

アイデア名	国際規格の道路標識の並列表示		
<p><b>【アイデアの概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道内では外国人観光客が増加しており、レンタカーの利用者も増加している。</li> <li>○ レンタカー利用の場合、道路交通標識が自国と異なるため、事故に遭う危険性が高いことから、「一時停止」標識について国際規格（国際連合道路標識）に準じた八角形のものを並列して表示することにより、外国人旅行者にも分かりやすい標識とする。</li> <li>○ 外国からの運転者に対して分かりやすい標識を表示することにより、注意喚起につながり、交差点での事故の減少が期待できる。</li> </ul>			
<p><b>【事実関係の整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県公安委員会は、交通の安全と円滑などを図るため、必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。（道路交通法第4条）。</li> <li>○ 道路標識等の種類、様式等は、内閣府令・国土交通省令で定めることとされている（道路交通法第4条第5項、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「標識令」という））。</li> <li>○ 「一時停止」標識を含め、道路標識の種類、様式等については、標識令で定められている。</li> <li>○ このため、標識令で定められていない国際連合道路標識を「一時停止」標識と併せて表示することはできない。</li> <li>○ なお、我が国の道路標識に用いる記号や形状、色彩等については、道路標識の国際的な基準を示した国連道路標識の形状や色彩等を参考に定められてきたところであり、「一時停止」標識についても、国連道路標識のうち、縁が赤色で逆三角形の形状をした「前方優先道路」（運転者に対し、徐行又は一時停止をすべきことを指定する標識）を参考として様式が定められたもの。</li> </ul>			
<p><b>【一次整理の対応方向（案）】</b></p>			
	分野別審議	○	一旦検討終了
<p>&lt;理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規制標識は生命や交通の安全に関わるとともに、地域毎に標識のデザインが異なる場合、利用者の混乱を招くおそれがあることから、全国で統一されたデザインであることが望ましい。</li> <li>○ 全国的な規制改革に関することからについては、内閣府の「規制改革ホットライン」等、他の制度により国に対する要望が可能な旨、情報提供・助言を行う。</li> <li>○ なお、道では、安全にドライブを楽しむための外国語版冊子をインターネットで公開するなどして、交通ルールの周知に努めている。標識令の改正により、平成29年7月1日から、道路管理者又は都道府県公安委員会が設置する「徐行」及び「前方優先道路」並びに「一時停止」を表示する規制標識について、日本字の下に英字を併記したものを設置することが可能となる。</li> </ul>			

## 道民アイデア整理表

アイデア名	鹿生肉の輸出手続の簡素化
-------	--------------

## 【アイデアの概要】

- 野生の生肉の輸出については、受け入れる国側は緩い規制が多い。「エゾシカ」の美味しさは既に有名であるため、正しく仕留めた鹿について、手続を簡略化させて輸出する。

## 【事実関係の整理】

- 畜産物の輸出にあたっては、国が輸出相手国と協議し、国ごとに具体的な要件を設定する必要があるが、現在、鹿肉の輸入を認めているのは台湾のみである。台湾においても、輸入は飼育したものに限定されており、山中などで銃などによりと殺されたものは対象とされていない。
- 国内で食用に供されるエゾシカのほとんどは、山中などでハンターが銃によりと殺したものである。
- なお、偶蹄類の動物（含エゾシカ）の肉を輸出する場合、輸出者は、家畜防疫官による検査を受け、輸出検疫証明書の交付を受けなければならない（家畜伝染病予防法第 45 条第 1 項第 2 号、第 37 条第 1 項第 1 号、家畜伝染病予防法施行規則第 45 条第 1 号、第 3 号）。
- 輸出者は、家畜防疫官による検査を受けるために、畜産物の輸出検査要領に基づき、輸出検査申請書にと畜検査証明書などを添付して、動物検疫所に提出することとされている（畜産物の輸出検査要領 2（3）、（4））。
- エゾシカはと畜場法の対象獣畜とされていないことから、と畜検査証明書が発行できない。（と畜場法第 3 条第 1 項、第 2 項）
- したがって、現行法令の下では、野生のエゾシカを食肉として輸出することはできない状況。

## 【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

## &lt;理由&gt;

畜産物の輸出にあたっては、国が輸出相手国と協議し、具体的な要件を設定する必要があり、国の外交交渉に関わる内容であることから、道州制特区提案にはなじまない。

なお、平成 27 年度におけるエゾシカの捕獲頭数に占める食肉処理施設での処理頭数の割合は 17.6 % にとどまっている。エゾシカ肉の輸出に関わる法令の規制については、エゾシカ肉の有効活用に向けた国内環境の整備の進展を見ながら、必要に応じて当委員会において再度審議を行うこととする。

## 道民アイデア整理表

アイデア名	農林漁業の移住者募集
-------	------------

## 【アイデアの概要】

- 人口減少により離農が後を絶たない中で、農林漁業について、外国人や道外在住者の移住者を募り、地域を活性化させる。

## 【事実関係の整理】

- 外国人が日本に入国・在留するためには、原則として、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有することが必要である。就労活動ができる在留資格のうち農林漁業に従事することのできるものは、現状、開発途上地域等への技能等の移転を目的とした「技能実習」に限られる。
- 農業及び漁業関係の職種には、在留資格「技能実習1号」に基づき1年間の技能実習を行った後、在留資格を「技能実習2号」に変更することで、最大で更に2年間の技能実習が可能となるものがある。一方、林業分野で「技能実習2号」への移行対象職種に含まれているものは存在しない。
- 道内では、農業1,868人、漁業57人の外国人が当該制度を利用している（北海道経済部「平成27年外国人技能実習制度に係る受入状況調査結果報告書」）。
- なお、外国人技能実習制度については、優良な実習実施者・監理団体に限定して4～5年目の技能実習が可能となる改正法が平成29年11月に施行される。
- また、政府は、国家戦略特別区域内で、一定の知識経験などを有する外国人が農業支援活動を行うことを可能とする法律案を今年の通常国会に提出している。

## 【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

## &lt;理由&gt;

道では、外国人人材の確保により、外国人観光客へのホスピタリティを向上させることができるよう、出入国管理に関する基準の変更に係る知事の申出権の創設について、平成20年3月に道州制特区提案を行っており、その結果、出入国管理行政に対する道州の関与のあり方については国において今後検討することとされたところ。

農林漁業に従事する外国人人材の受入れに関する本提案は、出入国管理に関する基準の変更という点で、平成20年3月の提案に含まれる内容であるので、一旦検討終了とする。

## 生活保護法の一部改正に伴う道州制特区法の改正について

### 1. 生活保護法の一部改正の概要（関係分）

生活保護法第 54 条の 2 第 1 項は、厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設について、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する旨を定めている。

本年 6 月 2 日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする新たな介護保険施設として介護医療院が創設されることとなり（改正法第 8 条第 29 項等）、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項に基づき厚生労働大臣が指定する施設に介護医療院が加えられた（改正法第 35 条）。

### 2. 生活保護法と道州制特区法の関係

生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が行うこととされている介護機関の指定事務は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（以下「道州制特区法」という。）第 12 条第 1 項の規定によって、計画作成特定広域団体の知事が行うこととされてきた。

改正法第 43 条は道州制特区法第 12 条第 1 項の一部改正についての規定であり、計画作成特定広域団体の知事が指定事務を行う介護機関に、国が設置する介護医療院を含めることをその内容としている。

### 3. 道州制特区計画の取扱い

今般の道州制特区法の改正に伴い北海道道州制特別区域計画を変更することは、次の理由により不要であると考ええる。

- 今般の改正は、介護機関の指定事務の対象となる施設に、国が設置する介護医療院を加えることをその内容とするものであり、計画作成特定広域団体である北海道が実施してきた事務の性質に変更を生じさせるものではない。

北海道道州制特別区域計画の中では、当該事務を「介護機関の指定」、当該指定を受けた施設を「指定介護機関」と表現しており、地域密着型介護老人福祉施設等、個々の施設名を列記していない。

## 4. 関連法令

### 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(生活保護法の特例)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 特定広域団体が別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における生活保護法第五十四条の二第一項及び第四項並びに第八十六条第一項の規定の適用については、同法第五十四条の二第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この項において「計画作成特定広域団体」という。）の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を除く。）について、計画作成特定広域団体の知事は」と、「<u>介護医療院</u>について」とあるのは「<u>介護医療院</u>（当該計画作成特定広域団体の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>に限る。）について」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、第四十九条の二第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体をいう。以下この条において同じ。）の知事」と、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体の知事」と」と、同法第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項」とあるのは「第五十四条の二第四項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第二項の規定により適用する場合を含む。）」とする。</p> <p>3 第一項又は前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院等（病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）又は地域密着型介護老人福祉施設等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、<u>同条第二十八項</u>に規定する介護老人保健施設<u>又は同条第二十九項</u>に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）は、当該公告の日により第一項又は前項の規定により読み替えて適用する生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(生活保護法の特例)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 特定広域団体が別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における生活保護法第五十四条の二第一項及び第四項並びに第八十六条第一項の規定の適用については、同法第五十四条の二第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設<u>又は介護老人保健施設</u>（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この項において「計画作成特定広域団体」という。）の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設<u>又は介護老人保健施設</u>を除く。）について、計画作成特定広域団体の知事は」と、「<u>介護老人保健施設</u>について」とあるのは「<u>介護老人保健施設</u>（当該計画作成特定広域団体の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設<u>又は介護老人保健施設</u>に限る。）について」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、第四十九条の二第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体をいう。以下この条において同じ。）の知事」と、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体の知事」と」と、同法第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項」とあるのは「第五十四条の二第四項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第二項の規定により適用する場合を含む。）」とする。</p> <p>3 第一項又は前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院等（病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）又は地域密着型介護老人福祉施設等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設<u>又は同条第二十八項</u>に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）は、当該公告の日により第一項又は前項の規定により読み替えて適用する生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。</p> <p>4・5 (略)</p>

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）による  
読替後の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）【抜粋】

（介護機関の指定等）

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この項において「計画作成特定広域団体」という。）の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院を除く。）について、計画作成特定広域団体の知事は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院（当該計画作成特定広域団体の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に限る。）について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

2以下 〔略〕

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正について

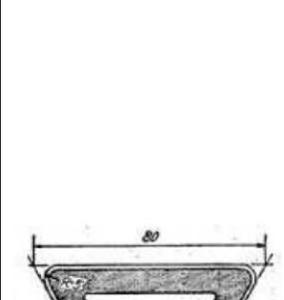
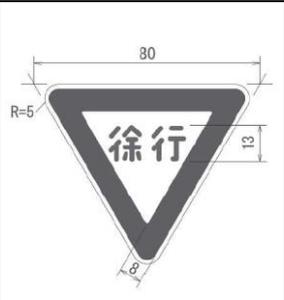
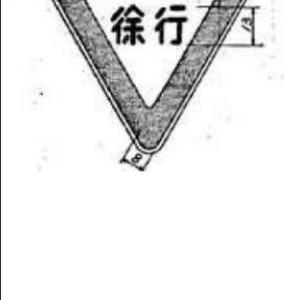
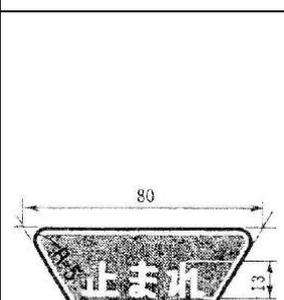
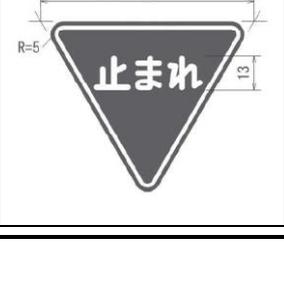
1. 改正内容

道路管理者又は都道府県公安委員会が設置する「徐行」及び「前方優先道路」並びに「一時停止」を表示する規制標識について、日本字の下に英字を併記した様式を追加する。

2. 新旧対照表

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）

新				旧			
(種類等) 第二条 道路標識の種類、設置場所等は、別表第一のとおりとする。				(種類等) 第二条 道路標識の種類、設置場所等は、別表第一のとおりとする。			
(様式) 第三条 道路標識の様式は、別表第二のとおりとする。				(様式) 第三条 道路標識の様式は、別表第二のとおりとする。			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
規制標識				規制標識			
種類	番号	表示する意味	設置場所	種類	番号	表示する意味	設置場所
徐行	(329-A・B)	[略]	[略]	徐行	(329)	[略]	[略]
前方優先道路	(329の2-A・B)	[略]	[略]	前方優先道路	(329の2)	[略]	[略]
一時停止	(330-A・B)	[略]	[略]	一時停止	(330)	[略]	[略]

別表第二（第三条関係） 規制標識		別表第二（第三条関係） 規制標識	
徐行(329-A) 前方優先道路(329の 2-A)		徐行(329) 前方優先道路(329の 2)	
徐行(329-B) 前方優先道路(329の 2-B)		一時停止(330-A)	
一時停止(330-A)		一時停止(330)	
一時停止(330-B)			

3. 施行期日

平成 29 年 7 月 1 日

## 食肉の輸出に関わる関係法令

### 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）

（輸入のための検査証明書の添付）

第三十七条 次に掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの（以下「指定検疫物」という。）は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検疫の結果監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

- 一 動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装
- 二 穀物のわら（飼料用以外の用途に供するものとして農林水産省令で定めるものを除く。）及び飼料用の乾草
- 三 前二号に掲げる物を除き、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがある敷料その他これに準ずる物

2 〔略〕

（輸入検査）

第四十条 指定検疫物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、その物につき、原状のまま、家畜防疫官から第三十六条及び第三十七条の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査を受けなければならない。ただし、既に次条の規定により検査を受け、かつ、第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入した物については、この限りでない。

2 〔略〕

3 第一項の規定による検査は、動物検疫所又は第三十八条の規定により指定された港若しくは飛行場内の家畜防疫官が指定した場所で行う。但し、特別の事由があるときは、農林水産大臣の指定するその他の場所で検査を行うことができる。

4 〔略〕

（輸出検査）

第四十五条 次に掲げる物を輸出しようとする者は、これにつき、あらかじめ、家畜防疫官の検査を受け、かつ、第三項の規定により輸出検疫証明書の交付を受けなければならない。

- 一 輸入国政府がその輸入に当たり、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれの有無についての輸出国の検査証明を必要としている動物その他の物
- 二 第三十七条第一項各号に掲げる物であつて農林水産大臣が国際動物検疫上必要と認めて指定するもの

2 前項の検査については、第四十条第三項の規定を準用する。

3 家畜防疫官は、第一項の規定による検査の結果、その物が家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないと認められるときは、農林水産省令の定めるところにより、輸出検疫証明書を交付しなければならない。

4 〔略〕

### 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）

（指定検疫物）

第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる動物及びその死体
  - イ 偶蹄類の動物及び馬
  - ロ以下 〔略〕
- 二 〔略〕
- 三 第一号の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器  
〔以下略〕

### と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）

（定義）

第三条 この法律で「獣畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。

2 この法律で「と畜場」とは、食用に供する目的で獣畜をとさつし、又は解体するために設置された施設をいう。

（獣畜のとさつ又は解体の検査）

第十四条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない。

〔以下略〕

## 畜産物の輸出検査要領

本要領は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 45 条に規定する畜産物等の輸出検査、その他輸出検疫を行うに当たり講ずべき措置等を円滑かつ的確に実施するために必要な事項を定めたものである。

### 1 輸入国政府の受入条件の確認

- (1) 動物検疫所は、動物検疫所 Web サイトに輸出畜産物（法第 45 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げるもののうち、動物、精液、受精卵、未受精卵及び種卵を除いたもの。以下同じ。）の家畜衛生条件の取決め状況、輸出停止情報、輸出検査に関連する情報等を掲載する。
- (2) 家畜防疫官は、畜産物を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）から畜産物の輸出について相談があった場合には、輸出畜産物に関して、家畜衛生条件の有無、輸出停止の有無について確認し、輸出者に対し、輸出検査に関する丁寧な説明及び必要な指導を行うものとする。
- (3) 輸出畜産物に関し家畜衛生条件が締結されていない場合には、家畜防疫官は、輸出者に対し、輸出畜産物に係る輸入国の受入れの可否及び輸入国政府機関が輸出国の検査証明として必要としている条件（以下「受入条件」という。）を確認するよう指導するものとする。
- (4) 家畜防疫官は、受入条件を輸入国政府機関により輸出畜産物に対し個別に発行された書類又は輸入国政府機関が公表している書類（告示・Web サイト等）により確認するものとする。

### 2 輸出検査申請書等の受理

- (1) 家畜防疫官は、輸出者に対し、畜産物の輸出に先立ち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「規則」という。）第 52 条に規定する別記様式第 29 号の輸出検査申請書を、電子情報処理組織（以下「NACCS」という。）等により、輸出する港又は飛行場（以下「輸出港」という。）を管轄する動物検疫所（支所及び出張所を含む、以下同じ。）に提出することを求めるものとする。
- (2) 輸出港が未定あるいは輸出畜産物が輸出港以外の場所にある場合等には、輸出者は、最寄りの動物検疫所に輸出検査申請書を提出できるものとする。
- (3) 家畜防疫官は、輸出者に対し、家畜衛生条件又は受入条件（以下「家畜衛生条件等」という。）に基づき実施するものの輸出検査に必要な書類と

して、次の①から⑨までに掲げる書類の一部又は全部を、輸出検査申請書とともに動物検疫所に提出することを指導するものとする。

- ① 前記 1 (4) の受入条件を確認できる書類
  - ② 原料として使用された動物（以下「由来動物」という。）の生産地における家畜の伝染性疾病の発生の有無等を証明する書類
  - ③ 由来動物に係ると殺前、と殺後の検査の結果を証明する書類
  - ④ 由来動物又は輸出畜産物について実施された検査の結果を証明する書類
  - ⑤ 輸出畜産物の生産、由来等を証明した書類
  - ⑥ 輸出畜産物の原料、成分組成等を証明する書類
  - ⑦ 輸出畜産物の製造・加工・調製方法及び工程を証明する書類
  - ⑧ 輸出畜産物の保管、輸送等の流通段階における衛生管理上の取扱い等を証明する書類
  - ⑨ その他輸出検査に必要なもの
- (4) 前記 2 (3) の②から⑧に係る書類は、公的機関（国、地方自治体が設置する機関、その他関係法規に基づき輸出畜産物・由来動物に係る所要の検査を実施するものとして認証されている機関・者をいう。）が発行又は公表したものとする。
- (5) 輸出畜産物が国内で関係法規に基づき製造、市販又は流通している製品の場合には、前記 2 (3) の⑤から⑧に係る書類について、当該輸出畜産物の製造者等により証明及び誓約された書類に代えることができるものとする。

### 3 輸出検査の実施

輸出検査は、次の（1）から（4）までに掲げるところにより、輸出者から提出された書類の検査（以下「書類検査」という。）、現物の検査（以下「現物検査」という。）、精密検査（微生物学的、理化学的又は病理学的検査をいう。以下同じ。）、その他必要と認められる検査により、輸出畜産物が家畜衛生条件等を充足しているか否かについて行うものとする。また、規則第 45 条第 2 号から第 6 号までに掲げるものであって家畜衛生条件等の特段の定めのないものについては、監視伝染病を対象として検査を行うものとする。

#### (1) 書類検査

- ① 書類検査は、前記 2 (1) から (3) により提出された輸出検査申請書及び関連書類について、当該輸出畜産物が家畜衛生条件等に対して、必要な内容を充足しているかを確認し、結果を記録する。
- ② 書類検査を行った家畜防疫官は、輸出者と現物検査の場所及び日時の調整を行う。

## (2) 現地調査

- ① 家畜防疫官は、現物検査を実施するに当たり、家畜衛生条件等に基づき必要性を認めた場合には、輸出畜産物の製造に関連する施設の管理者の同意の下、製造工程等について現地調査を実施するものとする。
- ② 前述2(1)又は(2)で輸出検査申請を受理した動物検疫所が検査を管轄する地域以外の地域に現地調査対象の施設が所在する場合には、当該地域の検査を管轄する動物検疫所と現地調査について調整する。

## (3) 現物検査

- ① 現物検査の場所は、法第45条第2項の規定に基づき、動物検疫所又は法第38条の規定により指定された港若しくは飛行場内の家畜防疫官が指定した場所とする。ただし、「動物検疫所長への決裁委任事項に係る事務処理基準」により、動物検疫所長が特別な事由があると認める場合には、農林水産大臣が指定した場所で検査を実施できるものとする。
- ② 次に該当するものについては、現物検査を抜き打ちで実施することができるものとする。
  - ア 3(1)書類検査及び3(2)現地調査により、問題のなかった製造施設由来の製品
  - イ 家畜衛生条件等により輸出に必要な検査を受けたことが、当該検査を実施した公的機関により証明されており、反復継続して輸出される製品
  - ウ 国内関係法規に基づき製造、市販又は流通しているものであることが、書類検査等で確認でき、反復継続して輸出される製品
- ③ 輸出畜産物に対する現物検査は無作為の抽出により、その梱包の状態、検査対象物の種類、性状、その他必要と認められる事項について検査を行うものとする。
- ④ 開梱による現物検査により輸出畜産物の商品価値を著しく損ねるものであって、かつ、輸出数量が少ない等やむを得ない理由がある場合には、同一製品に対する輸出検査に代えることができるものとする(輸出畜産物の製造ロット、梱包表示等により同一規格製品であることが確認できる場合に限る。)

## (4) 精密検査等の実施

家畜防疫官は、家畜衛生条件等に基づき、精密検査の必要性を認めた場合には、輸出者の同意の下に必要な限度において材料を採取し、精密検査を実施するものとする。この場合は、「見本採取票の様式について」(昭和41年10月3日付け41動検第1833号)に基づく見本採取票を輸出者に交付する。

家畜衛生条件等において消毒等の家畜衛生上の必要な条件が定められ

ている場合には、家畜防疫官は、自らこれを行い又は家畜防疫官の立会いの下、輸出者に対しこれを行うよう指示するものとする。

#### 4 輸出検疫証明書の交付

家畜防疫官は、前記3の輸出検査の結果、法第45条第3項の規定に基づき、家畜衛生条件等に合致し、当該輸出畜産物が家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないと認めるときは、輸出者に対して規則第54条に規定する別記様式第30号の輸出検疫証明書を交付するものとする。輸入国政府機関がこれと異なる様式の輸出検疫証明書を必要とする場合（携帯品として輸出される個人消費用の畜産物に添付する簡易証明書を含む。）には、その様式により交付することとする。

#### 5 輸出検査に基づく処置等について

- (1) 輸出検査の結果、輸出畜産物が監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあると認められる場合には、当該輸出畜産物に係る動物検疫上の取扱いについて企画管理部企画調整課に協議し、家畜防疫上必要があると認められる場合には、法第46条第1項又は第2項の規定を準用して、消毒等の処置を実施するものとする。
- (2) 前記5(1)において、国内防疫上必要と認められる場合には、企画管理部企画調整課は、速やかに当該事案の取扱いについて消費・安全局動物衛生課と協議するものとする。

#### 6 その他

本要領で定める手続のうち、前記2(1)、(2)の申請及び4の交付、並びに3(4)の精密検査の依頼と結果報告については、「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成25年10月4日付け25動検673号）により実施するものとする。

## 農林漁業に従事するための在留資格について

### 1. 在留資格制度の概要

日本に入国・在留する外国人は、原則として、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有する必要がある。

在留資格には、その外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格（活動資格）と、その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格（居住資格）があり、活動資格は更に、就労活動ができるものと、原則として就労活動が認められないものに分類できる。

就労活動ができる在留資格について、我が国は、専門的な技術、技能又は知識を活かして職業活動に従事する外国人の入国・在留は認めるが、これら以外の外国人労働者の入国・在留を認めていない。

### 2. 農林漁業に従事することのできる在留資格

#### （1）技能実習

技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度である。受入期間は、現在は最長3年間だが、平成29年11月に施行される改正法では、最長5年間の受け入れが可能となる。

技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下で労働関係法令等が適用される。平成28年度末現在で全国に約23万人が在留している。

技能実習生は、在留資格「技能実習1号」により1年間の技能実習が可能であるが、職種・作業によっては、技能検定試験に合格した上で、在留資格変更許可申請が可能となる在留資格「技能実習2号」が設定されている。「技能実習2号」では、最大で更に2年間の在留が可能となる。農業及び漁業については「技能実習2号」移行対象職種・作業が設定されているものの、林業については「技能実習2号」移行対象職種・作業が設定されていない。

#### （2）特定活動

本邦に上陸しようとする外国人（農業に関する知識経験その他の事項について農業支援活動に従事するために必要なものとして政令で定める要件を満たすものに限る。）から、特定農業支援活動を行うものとして申請があったときは、当該特定農業支援活動を在留資格「特定活動」として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができることとする法律案が、今通常国会に提出されている。

在留資格一覧表（平成28年4月1日現在）

別表第一「活動資格」

一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	<p>1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの</p> <p>イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動</p> <p>ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>2号 前号に掲げる活動を行った者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までに掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、興行の項若しくは技能の項に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）</p>	<p>就労資格の決定の対象となる範囲の外国人で、学歴・職歴・年取等の項目ごとにポイントを付け、その合計が一定点数（70点）以上に達した者</p> <p>（例）外国の大学で修士号（経営管理に関する専門職学位（MBA））を取得（25点）し、IT関連で7年の職歴（15点）がある30歳（10点）の者が、年取600万円（20点）で、経営支援ソフトの開発業務に従事する場合</p>	<p>1号については5年、2号については無期限</p>
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小中学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月

技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
技能実習	1号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識（以下「技能等」という。）の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。） ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動 2号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）

三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生又は生徒	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習の項の第1号及びこの表の留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の在留資格（外交、公用、技能実習及び短期滞在を除く。）をもって在留する者又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

別表第二「居住資格」（在留活動の制限なし）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特別法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民，日系3世，中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

技能実習2号移行対象職種 74職種134作業

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	曳網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3 建設関係(21職種32作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
	締固め作業

4 食品製造関係(9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工 食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工 食品製造業	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
惣菜製造業	惣菜加工作業

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
織布運転	合撥糸工程作業
	準備工程作業
	製織工程作業
染色	仕上工程作業
	糸浸染作業
ニット製品製造	織物・ニット浸染作業
	靴下製造作業
たて編ニット生地製造	丸編みニット製造作業
	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
下着類製造	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係(15職種27作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
プリント配線板製造	回転電機巻線製作業
	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他(12職種24作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
	機械ろくろ成形作業
陶磁器工業製品製造	圧力鋳込み成形作業
	パッド印刷作業
自動車整備	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業